

議案第 9 号

川崎市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例

(川崎市重度障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者」を「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者」に改める。

第4条中「及び国民健康保険法」を「、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、同条第1号中「又は家族移送費の支給」を「、家族移送費の支給又は特別療養費の支給」に改め、同条第2号中「又は」を「、特別療養費の支給又は」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者に係る療養の

給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給が行われたとき。

(川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第 2 条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 3 年川崎市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「又は規則」を「、規則」に改め、「被扶養者」の次に「又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による被保険者」を加える。

第 6 条中「又は保険各法の」を「、保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の」に、「又は保険各法に規定する」を「、保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する」に改める。

(川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例の一部改正)

第 3 条 川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例（平成 1 8 年川崎市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「又は規則」を「、規則」に改め、「被扶養者」の次に「又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による被保険者」を加える。

第 6 条中「又は保険各法の」を「、保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

老人保健法の一部改正により、後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、
所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。

